

国際法学説における「ウェストファリア神話」 の形成（一）

——七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて——

明 石 欽 司

序論：問題の所在

第一章 一七世紀後半の「国際法」関連文献における「帝国」

及びウェストファリア条約

第一節 プーフェンドルフ

(一) 『自然法及び国際法論』（一六七一年）

(二) 『ドイツ帝国国制論』（一六六七年）

1 『ドイツ帝国国制論』における「帝国」とウェスト
ファリア条約

2 『ドイツ帝国国制論』におけるプーフェンドルフの
意図

——“irregularē aliquod corpus et monstro si-
mile” を窺ひや——

評価

第二節 ラッヘル・『自然法及び国際法論』（一六七六年）

第三節 テクスター・『国際法要論』（一六八〇年）

第四節 ズーチ・『フェーキアーリスの法と裁判』（一六五〇年）

第五節 第一章のまとめ………（以上本号）

第二章 一八世紀の「国際法」関連文献における「帝国」及び
ウェストファリア条約

第一節 ドイツの諸学者

(一) グントリンク

(二) ヴォルフ

(三) モーザー

- 序論..問題の所在
- (1) ウエストファリア条約締結三五〇周年に当たる一九九八年及びその前後には幾つかの国際シンポジウムが開催され、あるいは新たな研究成果が多数公刊されるなどして、同条約を巡る研究は、ドイツ国制史や欧洲近世史のみならず国際法史研究においても最盛期を迎えたかの状況にあつた。⁽²⁾ そして、恐らくはその流れの中で、一九九〇年代末以降複数の論者によつて「ウエストファリア神話」に対する批判が提起されている。
- 1 國際法関連著作
 (a) 「帝国」への言及
 (b) ウエストファリア条約への言及
- 2 『ドイツ对外公法』(一七七二年)及び『ドイツ近隣公法』(一七七三年)
 3 『帝国宮内法院の活動からのウエストファリア条約の解説』(一七七五／七六年)
 4 帝国国制関連著作
 5 評価
- 四 グラフアイ
 (五) ギュンター
 (六) マルテンス
- 第二節 ドイツ外の諸学者
 (一) バインケルスフーケ
 (二) ヴァッテル
- 第三節 ア条約
- 第四節 一九世紀中葉以降の国際法関連文献
 (一) ドイツ内の諸学者による著作
 (二) ドイツ外の諸学者による著作
- 第五節 第三章のまとめ
- 結論
- 2 フランス系及びその他の諸学者
- ……(以上八〇卷八号)
- 第一章 トファリア条約
 第二節 一九世紀初頭のドイツにおける若干の国際法概説書
 —ザールフェルト・シュマルツ・クリューバー—
 第二節 一九世紀初頭のドイツ外の国際法関連文献
 第三節 ホイートン
- 第二章 第二章のまとめ……(以上八〇卷七号)
- 第三章 一九世紀国際法関連文献における「帝国」及びウエストファリア条約
- 第四節 第二章のまとめ……(以上八〇卷七号)
- マブリー (一) ワード (二) コツホ (三)

「ウェストファリア神話」とは、国際法学（及び国際関係論）研究者にとつて、「近代国際法（及び近代的国家間関係）が一六四八年のウェストファリア条約から始まる」という共通理解が存在し、その共通理解が、それ自体の正しさは問題とされることなく、諸々の議論の前提とされていいるという現象を指すものと言つてよいであろう。また、この共通理解は、欧洲における主権的近代国家やそれら近代国家の並存体制（ウェストファリア・システム）が同条約によつて確立されたとする理解でもある。これに対する批判者は、主としてこの共通理解が同条約と同条約締結当時の欧洲社会の実態を正しく反映していないという点を問題とするのである。

ウェストファリア条約を巡る「神話」に対して、筆者（明石）は、既に一九九〇年代前半に「[ウェストファリア条約]の」内容は極めて多様な事柄を規律対象としており、単純な評価を許すものではな」く、「或る点については同条約以前の制度・実行を追認したのみとも評価されるし、その他の点については確かに通説的見解を確認するものと言える」として、異論を唱えていた。⁽³⁾また、同時期には、クラスナー（S.D. Krasner）も、国際関係論におけるウェストファリア条約に関する「伝統的見解」(the conventional view)に対し、それが誤りである旨の議論を開いていた。⁽⁴⁾更に、ツィーグラー（K.-H. Ziegler）は、一九九九年に発表された論文において、近代国際法がウェストファリア条約をもつてまたはその後に発生するという見解が一九世紀において支配的であり、二〇世紀にまで影響を及ぼしていくことを認めつつも、そのような見解がその間に古めかしいものとなつていることを指摘した。⁽⁵⁾その他にも、マレトケ（K. Maletke）は、一六四八年から一八世紀後半までの諸条約におけるウェストファリア条約の地位を巡る問題と同条約の基本原理、「歐洲秩序」が実在したか否かを論じようとしていた。⁽⁶⁾

ところが近年（特に、一〇〇〇年以降）に「ウェストファリア神話」に対する徹底した批判を展開する論考が登場している。例えば、ボーラック（S. Beaulac）は、一〇〇〇年に発表された「ウェストファリア」という法的

正統－神話か現実か？」と題された論考の冒頭で「國際公法において、歐州における三十年戦争を終了させた一六四八年のウェストファリア条約が我々の国家システム (our state system) の発展におけるパラダイム・シフトを構成するとの通説 (orthodoxy) よりも偉大な通説は存在しないであろう」と述べ、「[ウェストファリア講和會議が] 固有の区分された政治体 (distinct separate polities) が主権的、即ち、比較的明確に限定された領域に對して絶対的且つ排他的管理及び権能を享受する」といふなつた場であるとみなされて⁽⁷⁾いる」([]) 内は明石。以下同様⁽⁸⁾、或いは「[同条約は] それ以降國際法の中核に存在し続ける諸國家の主権的平等という原則に捧げられてきたと言われる」として、「神話」の内容を紹介した上で、次のように論ずる。「ウェストファリアの法的正統性 (the Westphalian legal orthodoxy) は神話であるのか、或いは現実であるのか？ 本稿の仮説は、圧倒的に受容された見解とは異なり、一六四八年は歐州における権威の多層的システムの最終章ではないというものである。そして、それはどちらかといえど、固有の区分された政治体が独立（それはウェストファリア講和の遙か後になつてやつと達成されたものである）を通じてより大きな力を求めた一例を構成するに過ぎないのである。」つまり、ボーラックは「ウェストファリアの法的正統性」を神話であつて、現実には存在しなかつたものとしているのである。

あた、オヴィアンダー (A. Osiander) は、1100 年に相次いで公刊した二つの論考において、主として国際関係論分野における「神話」問題について次のようない議論を展開している。

その一つでオヴィアンダーは、近年の国際関係論研究者が「ウェストファリア神殿の柱は崩壊しつつあるのか」、或いは「[我々は] ウェストファリアを超えつつあるのか」といった問題提起を行つていていることの前提にあるものは「大部分が想像的な過去」でしかないとして、「ウェストファリアに関する受容された国際関係論の言説 (IR narrative) は神話である」と⁽¹²⁾示すところ同論考の意図を明らかにしている。そして、「神話」を巡る

多様な観念を、主として一七世紀におけるそれらの観念の実態と照合させながら検討した後に、彼は次の諸点を指摘している。即ち、「現在理解されているような主権は一七世紀にまで遡るものではないこと、それにも拘らずその当時、自治的な活動主体 (autonomous actors) 間の関係は（現在の意味における）当該観念「即ち、主権」の発明を待たずしても完全に可能であつたこと、したがつて必ずしも霸権的支配や（その言葉の日常的な意味において）帝国へと導くことなくそれら活動主体の自治 (autonomy) の程度は（部分的にはそれら自身の選択により）著しく相異なり得たこと、その結果として帝国と主権という二元論は誤りであること、一方で個々の活動主体の專制 (autarchy) の程度は低く、他方で境界を越えた社会的連携の程度は高いことは、制度化された協力関係のより精巧な形態を産み出すであろうこと、そしてこのことは「ウェストファリア条約よりも」以前に生じたのであって、革命的な新しい現象ではない」と⁽¹³⁾である。

この論考が言わば一六四八年の時点における欧州の国家像に焦点を当てた「神話」批判であるのに對して、オランダのもう一つの論考は別の視点からの「神話」批判と解することができる。即ち、この論考は「旧体制期の欧州 (*ancien régime Europe*) を二〇世紀からの視点からではなく、一四世紀の視点から検討する」ものではあるが、それは中世から近代への移行過程それ自体とそこにおける国家の在り方を論ずることによる「神話」批判となっているのである。

同論考の冒頭において彼は次のように「神話」の内容を提示する。「国際関係論において、中世から近世 (the early modern period) への欧州文明の移行はまた俗界の单一の最高統治者（皇帝）というシステムから複数の最高統治者というシステムへの遷移でもある」ということは、議論のないもののように思われる。このことは、三十年戦争はキリスト教世界に対する皇帝の宗主権 (suzerainty) 及び霸権という『中世的』観念と独立した『主権的』な諸国家により構成されるシステムという『近代的』観念との間の闘争であり、それは後者の勝利を正式に

記す一六四八年講和により終了するという普遍的な見解を、含意する。」その上で、彼は次のように断ずる。「ウエストファリア条約に関するこの解釈は真実からほど遠い。しかし、より一般的には、そのようなものとして承認されている皇帝の（実際の、または少なくとも主張された）優越から複数の主権国家への移行という概念の總体は神話である。中世の諸皇帝は他者により保持された諸王国に対して何らの権力も行使しなかつただけでなく、そのような権利は何ら存在しないと主張されたのである。⁽¹⁵⁾」

以上とは別に、「神話」に含まれる「主権」観念についての再検討を進めるソーレンセン（G. Sørensen）の論考⁽¹⁶⁾や、同じく主権に関して政治思想史的側面から「神話」批判を行つたファゲルソン（D. Fagelson）の論考⁽¹⁷⁾も挙げられる。（尚、『ウェストファリアの亡靈の除去』（*Exorcising the Ghost of Westphalia*）のような題名により、一見「神話」批判を予測させる著作もあるが、著者の意図は兎も角として、同書は実際には「神話」に回帰している⁽¹⁸⁾。）

以上に瞥見した「神話」批判は、批判自体としては正当なものであるとは思われる。しかし、そこには少なくとも二つの問題点が存在している。一つは、それらの批判が、先行する国際法史研究者や、歴史研究者、特にドイツ国制史研究者による研究成果をどの程度咀嚼した上で、提起されているのかという問題点である。他は、「神話」は批判されるべきものであるとして、それでは、何時そしてどのようにして「神話」は受容されてきたのかという問題が意識されていない点である。

第一点については、各論者により相異は存在するものの、総じて現在の国際法や国際関係論分野における論考のみを批判の対象としているように思われ、「ウェストファリア神話」を克服しつつある他分野の先行研究には目が向けられていないと判断される⁽¹⁹⁾。この問題点の克服については、参考すべき先行研究の膨大な量を考えるならば、別の機会に譲らざるを得ない。

本稿が考察の対象とするのは第二点である。この点に関しては、オヴィアンダーは、「国際関係論における一

六四八年に関する誤解を招き易い言説の多くは頻繁に引用されるレオ・グロスの一九四八年の論文に直接的または間接的に由来する⁽²⁰⁾と考え、一九四八年のグロスの論文に「神話」発生の原因を見出している。しかし、この見解には明確な根拠が示されておらず、單なる憶測であるように思われる。また、ルサフエール（R. Lesaffer）は、一九九七年の論考で、ウェストファリア条約を講和・基本法・宗教といった三つの側面における解決として評価しつつも、一七・一八世紀の学説によって同条約に付与された重要性は「本当に条約自体に基づくもののかそれとも後の解釈に基づくものなのか」との疑問を提起し、後世の解釈によるものであることを示唆しているが、彼もまた明確な根拠を挙げていない。

そこで本稿では、ウェストファリア条約締結後の一七世紀中葉以降の「国際法」関連文献（主として、概説書）の中で同条約と同条約に密接に関連する神聖ローマ帝国（以下、「帝国」とする）の国制がどのように扱われているのかを検証することを通じて、どの時代に同条約を巡る「神話」が登場したのかを推定すると同時に、神話発生の原因の考察のための端緒を得ようと試みることにしたい。（但し、帝国に関連する考察は一九世紀初頭までの、実際に帝国が存続していた時期までの文献における記述にとどめる。）

勿論、このような作業を行う場合に、その検討対象を網羅的なものとする事は不可能である。したがって、本稿は筆者が参照し得た限りの文献の中で提示可能な仮説を提示するものに過ぎない。とりわけ、一八世紀初頭以前の文献において本稿で論じられる事柄に対する反証の登場が期待されることを述べておきたい。

第一章 一七世紀後半の「国際法」関連文献における「帝国」及び ウェストファリア条約

本章では先ず、一七世紀後半のドイツの代表的な法学者プーフュンドルフ (Samuel von Pufendorf) の二著作について検討する所とする。それは、彼の著作における神聖ローマ帝国とウェストファリア条約の取扱いが、彼以降の諸著作を検討する際に一つの引証基準を提供するものと考えられるからである。

第一節 プーフュンドルフ

(一) 『自然法及び国際法論』(一六七一年)

プーフュンドルフの国際法関連著作として最重要であると評価されるものが、一六七一年に上梓された『自然法及び国際法論』(*De iure naturae et gentium libri octo*)⁽²⁴⁾である。以下では、同書における帝国国制への言及から検討を始める所とする。

『自然法及び国際法論』の第七巻第五章「国家の諸形態について」(*De formis rerumpublicarum*)では、多様な国制について論じられてゐる。その第一三節「最近の人々の混合国家について」(*De recentiorum mixta repub. licia*)においては、至高の主権の内容の若干が分割されて一国内の諸部分が異なる者によつて統治され、それらの者が各々に独立しているが、分与されていない主権の部分については、それらの者は依然として臣民としての地位に留まるという理論が紹介されている。⁽²⁵⁾これは、帝国の状態を指すものと理解される。実際に、その後の第一四節「不規則な国家の本質は何處に存するか」(*In quo consistat natura irregularium rerum.*)で、不規則な国制について論じられ、更に、第一五節ではドイツ帝国が明示的に言及されるのである。

『自然法及び国際法論』における帝国国制への明示的言及はこの箇所のみであるようと思われる。また、ウェストファリア条約が明示的に引用乃至援用された箇所は見出されない。それは、例えば、講和条約や（同盟）⁽²⁷⁾条約⁽²⁸⁾といった同条約への言及が不可欠であると推測される章においても同様である。

それでは、以上のように『自然法及び国際法論』において帝国国制やウェストファリア条約への言及が殆ど見られないという事実は、ペーフェンドルフが当時の帝国の事情に無関心であったことを意味するのであろうか。この点を考察する際に参考になるのは、『国際法古典叢書』中の『自然法及び国際法論』に付されたジモンス（W. Simons）による「序論」（Einleitung）である。彼によれば、例えば、遺言による土地贈与についてペーフェンドルフが反対する議論を展開している箇所は、かつての彼の主君であったブランデンブルク選挙侯があたかも動産であるがごとく土地の遺贈を行つたことに対して抗議をしているとされる。⁽²⁹⁾この他にも、ジモンスは、『自然法及び国際法論』における価格に関する議論は三十年戦争後の彼の時代における経済全般の苦境を反映したものであろうとし、また、臣民の地位及び名誉を決定する主権者の権能に関する議論に大きな紙幅（三二頁）⁽³⁰⁾が割かれているのは当時の地位・名誉問題の重要性が反映されていると説明している。更に、シュレーダー（P. Schröder）は、同書におけるペーフェンドルフの主権に関する議論が、抽象化されてはいるものの、帝国の状況を説明するものとしている。⁽³¹⁾

以上のような理解や解釈に従うならば、『自然法及び国際法論』においてペーフェンドルフが同時代の帝国国制上の出来事に無関心であつたとは考え難い。⁽³²⁾それでも拘らず、何故に前に見た帝国やウェストファリア条約への具体的言及を避けるかのような記述内容となつたのであろうか。この問題を考える際に留意されるべきことは、同書において示されている彼の「国際法」認識である。

ペーフェンドルフは同書において、「国際法」（*jus gentium*）とは専ら自然法であり、自然法として以外に国

際法は存在しないという前提に立つため、自然法に抵触する国際法は存在しない」となり、国際法についての独自の議論は不要であるとする。⁽³⁸⁾ そして、(同盟) 条約 (*foedus*) や講和 (*pacificatio*) と呼ばれるような個別の協定 (*peculiaria conventa*) については、それらを法 (*jus*) 或いは法律 (*lex*) と呼ぶことは正しくないとされる。「それらはむしろ歴史が自(39)己に属するものと主張する」 (*cum potius historia sibi eadem vindicet*) 事項なのである。つまり、個別の条約 (更には慣習) は、歴史的事実の問題であるがゆえに歴史学の対象であつて、彼の国際法の体系に関する考察の対象とはされないのである。

このように、彼の国際法理論体系中ではウェストファリア条約は主要な考察対象とはされなかつたのであるが、それは彼の「国際法」認識に由来する一つの論理的帰結であつて、帝国の実情に対する彼の関心が希薄であつたことによるのではないと考えられるのである。それでは、彼の帝国に対する関心はどのように表明されたのであらうか。それを説明するものとして、次に『ドイツ帝国国制論』を取り上げることとしたい。

(二) 『ドイツ帝国国制論』(一六六七年)⁽⁴⁰⁾

1 『ドイツ帝国国制論』における「帝国」とウェストファリア条約

ウェストファリア条約によつて設定された帝国国制に関して最も頻繁に引用されてきた一文は、一六六七年にモンツァンベノ (Severinus de Monzambano) の偽名でブーフェンドルフが公刊した『ドイツ帝国国制論』 (*De Statu Imperii Germanici*) における評言⁽⁴¹⁾、即ち、帝国とは「何か変則的で、怪物に類似したもの」 (*irregularē aliquod corpus et monstro simile*) であろう。この評言の本来の意図が何であつたのかについての議論は暫く措くとして、その表題が示す通り、この著作が帝国国制を正面から論ずるものであることは疑い得ない。それでは、同書においてウェストファリア条約はどのような扱いを受けているのであらうか。

『ドイツ帝国国制論』の中でウェストファリア条約への言及が最も頻繁に見られるのは、皇帝の権能について論じられている第五章においてである。その第一二節では、宗教上の講和との関連においてウェストファリア条約に言及され、IPO第五条により最終的に宗教問題について恒久的な秩序がもたらされたとの評価や、宗教事項に関する回復の基準日（一六二四年一月一日）や宗教決定権等の説明がなされている。また、同章第二五節では帝国議会の召集に関連してプロテスタント派等族の議席を巡り、第二六節では帝国議会における討議事項に関連して予算承認の方式について未確定であることを巡り、各々IPOが言及されている。更にまた、同章第二八節では、等族への「最高支配権」(*summum imperium*) の帰属について論じられる中で、IPO第八条第二項が紹介された後に、等族が行使し得る個別の権能が列挙されている。

このように『ドイツ帝国国制論』では、ウェストファリア条約の存在が意識され、同条約に関する詳細な事項についても論じられている。そして、議論の中心は皇帝の権能を巡る諸問題であり、更に皇帝との関係における帝国等族の権能に関する問題も扱われている。別の観点から見るならば、帝国外との法的関係という意味における「国際法的」な側面に関しては同条約が論じられていないことが理解されるのである。

2 『ドイツ帝国国制論』におけるプーフェンドルフの意図

——“irregularē aliquod corpus et monstro simile”を巡って——

本節の最後に、プーフェンドルフの（少なくとも）『ドイツ帝国国制論』における実践的意図について論じておきたい。

既に触れたように、帝国を「何か変則的で、怪物に類似したもの」とする評言は頻繁に引用されるが、それらの引用は必ずしも『ドイツ帝国国制論』の論旨との関連においてなされているものではない。以下では先ずこの

評言が登場する文脈におけるプーフェンドルフの主張を確認しておこう」としたい。

『ドイツ帝国国制論』は、「ドイツ帝国の起源」(第一章)に始まる本論全八章の中で帝国国制全般について論ずる著作である。その第六章「ドイツ帝国の国家形態について」(*De forma Imperii Germanici*)においてプーフェンドルフは、概ね次のような議論を展開している。即ち、従来の学説によつてでは帝国（ドイツ人の国家（*Germanorum res publica*））の基本原理が充分に明らかにされず、政治学（國家學：*politicus*）により記述されるような単純な通常の国家構造の下での国家形態の提示が不可能とされているとの理解に立ち、帝国国制の現状を民主制（*democratis*）、貴族制（*aristocratis*）及び君主制（*monarchia*）と比較し、その結果として、ドイツを「何か変則的で、怪物に類似したもの」としているのである。そして、彼は、次のように続ける。

「帝国は、時間の経過の中で、皇帝の怠惰なる寛容、諸侯の野心、そして聖職者の煽動を通じて、或る通常の君主制から、仮に外的な表徴がそのことを示しているにしても、もう既に制限的君主制でもないし、また同盟により結合した諸国民の体制でもない、どちらかといえばこれら二つの間で彷徨う何ものかになってしまっている。」⁽⁴⁵⁾

つまり、プーフェンドルフの思考は既存のアリストテレス的政体分類により規定されており、その分類方法から見て、帝国国制が「不規則」であるとしているのである。そして、ここで問題となることが、この評言に対する後世の評価である。一般にこの評言は帝国に否定的評価を与えていたものと理解されてきたが、これに従わない見解も提示されているのである。

例えば、シュトラウスは「彼[プーフェンドルフ]は、その「帝国の」国制が、標準的類型に従つては分類不可能であることを意味したのであるが、歴史家たちは殆ど常に彼の形容句（epithet）を価値判断として受け取つた」としている。⁽⁴⁶⁾また、シュレーダーは、一七・一八世紀の文献において“monstrum”という語は、帝国に対する侮蔑的言辞として使用されたのではなく、どちらかと言えば政治体の驚くべき且つ異常な不規則さを

意味するため用いられたと指摘し、「[怪物]について否定的評価をプーフェンドルフが下していたとする」誤った解釈はもはや通用していないと考えてよいであろう」との見解を示している。⁽⁴⁷⁾特に、シュレーダーは、プーフェンドルフの意図が当時の帝国の現状維持にあつたことを指摘しており、それはまた、当時の帝国の状況に関する描写にプーフェンドルフの意図があつたことを意味するのである。つまり、これらの論考は、プーフェンドルフ自身の見解には当時の帝国国制に対する否定的価値判断は含まれておらず、そのような判断は後世の歴史家たちによって生み出されたと主張するのである。⁽⁴⁸⁾

確かに、この一文のみを読む限りは、プーフェンドルフが「怪物」という言葉によつて帝国国制の変則性を指摘したのみであつて、それ以上に何らかの価値判断を下したものとすることは可能である。しかし、この著作（初版）における彼の議論の展開過程が考慮されるならば、当時の帝国国制に対して、それが望ましい状態にあると彼が考えていたのではないこともまた確かである。

プーフェンドルフは、『ドイツ帝國國制論』第六章第一節冒頭で、自然的組織体においてもまた人為的組織体においてもそれらの健全性と有能さが組織体の構成部分の適切な調和と結合に基づく結果であるように、諸々の倫理的存在乃至は社会（*corpora moralia seu societates*）についても、当該存在が堅固であるのか脆弱であるのかは構成員相互間の結び付きの良否にかかっているとした上で、それが均整のとれた形態であるのか不規則で怪物のような形態であるのかによるとしている。⁽⁵⁰⁾つまり、彼は、標準的な社会は強靱であり、そうでないものは脆弱であると考へている。また、これに関連して、彼が随所で帝国の現状を「病氣」として表現していることからしても、「何か変則的で、怪物に類似したもの」に否定的評価が込められていると解すべきものと判断されるのである。

同様の事柄は、『自然法及び国際法論』においても確認される。即ち、プーフェンドルフは、同書第七卷第五

章第一五節で、主権の分割されたドイツ帝国に言及し、或る論者が同帝国を「ハーパー」(*testudo*)に譬えていることを挙げ、多大な困難の後に調弦され、漸くハーモニーを奏でるが、それは長続きしないとしている。⁽⁵²⁾ ついでも、ペーフェンンドルフが帝国国制の現状について何らかの否定的見解を抱いていたものと解されるのである。⁽⁵³⁾

しかしながら、より重要なことはこの文脈から看取されるペーフェンンドルフの意図である。即ち、「怪物に類似した」帝国国制を、彼はどのようなものにすべきであると考えていたのであらうか。

これについては、『ドイツ帝国国制論』の第七章第七節冒頭において、帝国が正しい君主制の形態に収まるのであるならば、それが全歐州にとって有意義であろうとの見解が示されていることから、彼が君主制を志向している」とが理解される。また、同書の最終第八章において、ペーフェンンドルフはヘムニッヒ(Bogislav Philipp von Chemnitz)の主張を引用する。ヘムニッヒは、ヒッポリトゥス(Hippolitus a Lapide)の偽名で一六四〇年に『われわれのローマ=ドイツ帝国における国家理性論』(*Dissertatio de ratione status in Imperio nostro Romano-Germanico*)を上梓し、帝国国制を論じていた。⁽⁵⁴⁾ ヘムニッヒは、帝国等族の自由を重視し、帝国国制の危機の原因がハプスブルク家にあると考え、ハプスブルク権力の除去を推奨したものと解される。これに対してペーフェンンドルフは帝国権力の強化の方向を目指し、ヘムニッヒの主張に論駁する。「しかしそれは、医者ではなくして死刑執行吏の役割を演ずることになるのである。⁽⁵⁵⁾

そして、同章第四節ではペーフェンンドルフ自身の帝国国制に関する提案が示されている。そこでは、第一に帝国内の團結が緊要であり、そのためには何れの者もより弱い等族を暴力で蹂躪する」とが不可能とされべきであり、更にそのためには領地に関する現状維持を確保すべきことが説かれるなどしてくる。⁽⁵⁶⁾

以上のペーフェンンドルフの記述内容を総合するならば、彼はハプスブルク家を中心とする君主制の確立を意図していることとなる。更に、この議論の展開過程からは、『ドイツ帝国国制論』が、帝国国制の説明(史的背景

をも含める。)を行なうという作業を行いつつも、現実的な問題関心に動機付けられている」とが理解されよう。

(三) 評価

以上に瞥見してきたことから理解されるように、ペーフェンデルフにとって当時の帝国国制は多大な学問的関心の対象であり、またウエストファリア条約についても同様であった。しかも、帝国国制の現実とその将来像をも見据えた実践的意図を彼は有し、そのような意図の中で議論は展開されている。したがって、『自然法及び国際法論』に見られるような事例への言及が少ないという現象は、彼が当時の社会状況に無関心であったのではない、それらを認識した上でもなお、彼の「国際法」認識とそれにより規定される方法論からの帰結であったと解すべきであろう。⁽⁵⁸⁾

しかしながら、本稿の問題意識との関連において更に重要なことは、次の点である。即ち、このように当時の現実世界に対する実践的意図をもつっていたペーフェンデルフの著作において、帝国国制や帝国等族の問題は国際法(『自然法及び国際法論』)の枠内においても論じられているに対して、ウエストファリア条約は飽くまでも帝国国制への関心の枠内においてのみ論じられているという点である。そしてまた、その結果としてここで検討の対象とされた二著作において、同条約を「帝国の基本法」や「歐州の基本法」と位置付けるような記述は見出されないのである。⁽⁵⁹⁾

第二節 ハッヘル：『自然法及び国際法論』(一六七六年)

ホルシュタイン出身のハッヘル(Samuel Rachel)の「国際法」関連の主著である『自然法及び国際法論』(*De iure naturae et gentium dissertationes*) (一六七六年)⁽⁵⁹⁾は、「第一論文」(*Dissertatio Prima*)と「第二論文」

(*Dissertatio Altera*) の一部構成となつており、前者は二つの論辨 (*De jure naturae: De virtute morali: De bona indole*) かゝり、後者は一論考 (*De jure gentium*) から成つていふ。第一論文においては、帝国やウヌストフアリア条約に関する記述は見出されないが、第一論文ではそれらに關する次のような記述が登場する。

先ず、帝国に関しては、第一一九章乃至第一一一一章で論じられているが、特に、第一一一一章で、(コンリングの著作 (*Conring, De pace perpetua inter Imperii Ordines, sec. 2, concl. 17*) を引用の上) 帝国状況について、帝国等族の分裂の傾向が日毎に強まつておる、また、帝国等族が帝国との紐帶の重要性を理解せず、或る者は自己の武力を信頼して、他の者は帝国外の勢力と結び付くだけでなく、一般的安全や安寧に対し充分な考慮を払わないままに敵を帝国内に導き入れておえいふ、と慨嘆している。⁽⁶⁰⁾ 更に、第一〇五章では、使節権 (*Jus Legacionis*) を巡る実行について、仏国王と皇帝の間で生じた事例が挙げられている。

以上のような帝国への言及と同様、「自然法及び国際法論」においてラッヘルはウエストファリア条約にも次のような文脈で言及している。

ラッヘルは、国際法の第一の種類である「共通国際法」(*Jus Gentium Commune*) の具体例について (第三一七章乃至第七二章)⁽⁶¹⁾ 論じた後に、第七三章以下で若干の諸国民間の慣習又は明示的合意によって成立する「固有の国際法」(*Jus Gentium Proprium*) について論じ、「共通国際法」が厳格であるのに対し、「固有の国際法」はその厳格さを緩和するものであるとする (第七四章)。そして、「固有の国際法」を「公的協約」(*Conventiones publicae*) であるとした後に、第七六章で公的協約 (即ち、固有の国際法) は「より広範に及ぶもの」(*latius patens*) と「より狭い範囲に及ぶもの」(*archius patens*) に区別され得るとある。そして、前者においては充に多数の国家が結合し、後者では極少数のみであるとする。その上で、前者に該当する講和のための「公的協約」の好例として、シイハ (*Germania*) の「講和文書」(*Instrumentum pacis*) を挙げている。それは、その文

書が、広範な義務を含んでおり、「帝国等族のみならず、歐州の主要国を包摂している」からである。(更に同章では、同講和がナイメーヘンにおいて継承される運命にあるとされている) いひでいう「講和文書」とは、文脈から考えてウエストファリア条約であると理解される。

更に、第七七章では、講和に関する「公的協約」には、主要なものと付隨的なものがあるとされる。前者は主要目的（講和）自体に関するもので、後者は賠償や保護といった講和達成以降の事柄を含むものである。「保証」も付属的なものであるが、前述の講和文書(*Instrumentum pacis*)、即ち、ウエストファリア条約はその第一七一条(sec. "Pax vero conclusa etc.")の保証によつて支持されてゐる。

以上のように、ラツヘルは帝国国制への言及を行うと同時に、「國際法」を巡る彼の一般理論の枠組の中でウエストファリア条約を位置付けているのである。

第三節 テクスター：『國際法要論』(一六八〇年)

テクスター(Johann Wolfgang Texter)は「法律家、プファルツ選舉侯の顧問官であり、同選舉侯の大学[即ち、ハイデルベルク大学]の法学第一教授」の肩書のもとで、一六八〇年に『國際法要論』(*Synopsis iuris gentium*)⁽⁶³⁾を公刊している。

同書では神聖ローマ帝国を題材とする議論が若干の箇所で展開されている。例えば、第一二章「官職、報酬及び懲戒について」(*De magistribus, praemii, et poenis*)の第一二節以下では、ドイツ諸侯を“magistratus”(即ち、官吏または王侯)とみなすべきか否かについて論じられているが、テクスターは、ドイツ諸侯が厳格な意味での“magistratus”(即ち、官吏)よりも優越した地位にあるものの、何らかの上位者を認める点ではこの言葉が妥当する場合もあるとする。⁽⁶⁴⁾また、第一六章「中立法について」(*de iure neutralitatis*)では、その第一節

で「近年の独・仏戦争」(*bellum nuperum Germanico-Gallicum*)に際して、ポーランド王・モスクワ大公及びその他の諸君主が「何らかの中立であつたと言われ得る」(*medii aliqui vel neutrales dici possint*)とすると共に、第五節以下では等族一般の中立が上位者の意思に従属しないとして、帝国内における関連事例が挙げられている（一六四一年の帝国最終決定⁽⁶⁸⁾）。またこの他にも、三十年戦争⁽⁶⁹⁾に言及されている箇所が見受けられる⁽⁷⁰⁾。

しかしながら、テクスターのこの著書で注目されるべき事柄は、彼が帝國国制や國際法上の制度を論ずる際に、ウエストファリア条約を引用することが多いという事実である。例えば、第一四章「使節及び全権について」(*De legatis ac plenipotentiariis*)では、同条約への言及が次のように行われている。先ず、同章の第七節では、帝國等族にも使節権が認められるとされるが、それを支える論理は、IPO第八条で帝國等族に同盟権が認められておりるのであるから、その前提として同盟のための交渉を行う権利が当然存在するというものである。次に、第八節では、そのようにして承認される帝國等族の使節権は記憶に残らないほど以前から行使されていたとされ、また、ナイマーへン条約交渉の際のブラオン・シュヴァイクリューネブルク公家の実行がそれを充分に例証しているとされている⁽⁷¹⁾。更に、第六五節では、条約交渉における全権委員に対して発された機密指令について、IPO及びIPMとナイマーへン条約の交渉時の事例を引いている。そして、それに続く二節では、全権による条約作成の後にも批准を要することについて、同じくこれらの条約における事例が引用されている⁽⁷²⁾。

第一四章と同様に、第二〇章「講和及びその仲介者について」(*De pace et ejus mediatoribus*)においても、先ず、その第九節及び第一〇節で講和条約締結の権利を臣下が有することを示した重要な事例としてIPO及びIPMが挙げられ、第一一節ではIPO第一七条第七項（IPM第一一一条第二項）において規定される帝國等族の紛争の平和的解決義務の存在が指摘されている。更に、第二六節では、IPO及びIPMの執行に関する帝國等族の同意を要することが挙げられ、第六〇節では「仲介者」に関してIPO及びIPM（条文への言及はIPO

第一七条 sec. “veruntamen”）の言及が行われている。⁽⁷³⁾

以上の他にも、第一〇章「国家及びその法について」（*De rebuspublicis earumque iuribus*）⁽⁷⁴⁾は、国家の独立の獲得方法についての考察（第八乃至一一節）が行われた後に、武力による独立よりも、合意によるものの方が賢明であることが指摘され、その例としてスイス諸邦（カントン）の同盟が挙げられ、IPO第六条及びIPM第六一条が言及されている。また、テクスターは、第二一章「講和の批准、執行及び保証について」（*De ratificatione, executione et garantia pacis*）の第一節でも、講和条約の批准の必要性について論じる中で、IPO第一七条第一項とそれに内容上相当するIPM第一二一条を一六五四年の帝国最終決定の規定（sec. “Setzen demnach ordnen, etc.”）と共に挙げ、同章第一一節では、講和条約の執行を担当する者が、当該条約全体ではなく、その一部のみを担当することがあるとし、その例をIPOにおけるスウェーデンへの金銭賠償の支払いを一定のクライス（の諸侯）に負担させるよう帝国最終決定（講和の執行に関する帝国最終決定 sec. “in massen, 37”）によって決定した（テクスターはこれにより当該担当者はそれ以外を執行し得ないとする）ことに求めるなど、帝国制及び国際法上の制度の説明のための事例として、ウエストファリア条約を頻繁に引用しているのである。⁽⁷⁵⁾このようなテクスターの態度は、ウエストファリア条約に対する彼の次のような評価によるものと考えられる。即ち、彼は、第二一章第二一節において、講和条約一般の執行に関連して、ウエストファリア条約では「回復されるべきものの諸点を巡り慎重な考慮が払われ」（*cuncte est observata circa punctum restituendorum*）⁽⁷⁶⁾おり、戦前の多様な状況を考慮して、講和の後に直ちに回復されるべき事柄と時間をおいて後に回復されるべきものが区分されているとして、同条約による慎重な解決を肯定的に捉えているのである。

以上のように、テクスターは『国際法要論』において、帝国制及びウエストファリア条約に頻繁に言及している。だが、それ以上に注目すべき点は、これまでに贅見してきたプーフェンドルフ及びラッヘルとは異なる本

質的評価をテクスターが同条約に与えていた点にある。即ち、第一一章「帝国の基本法について」(De legibus Imperiorum fundamentibus) において、先ずその第一節で、帝国の基本法とは「国家の構造がそれを基礎及び支柱とするもの」(quibus structura Rep. tanquam basibus & fulcris innititur) と定義(尚、)の文脈では “Imperium” と “Respublica” は回摺的に使用され(る解れる)した上で、第二一節で、「われわれの帝国における諸々の基本法」(in Imperio nostro leges fundamentales) として、「金印勅書(Aurea Bulla)、聖界及び宗教に関する和議(Constitutiones pacis prophanae & religiosae)、」⁽²⁾ ドイツの講和文書(instrumentum pacis Germaniae) 及び皇帝の選挙協約(Caesareae Capitulationes)」が具体的に列举されてる。)の中の「ドイツの講和文書」(单数)とはウェストファリア条約を指すものと解れる。つまり、テクスターはウェストファリア条約に「帝国の基本法」としての地位を与えていたのである。

第四節 ズーチ：『フューキアーリスの法と裁判』(一六五〇年)

以上では、ドイツ内の学者の著作における帝国国制とウェストファリア条約の取扱いについて瞥見してきたが、それらとの比較のためにドイツ外の学者による著作の一例として英國出身のズーチ(Richard Zouche)の「国際法」関連の主著である『フューキアーリスの法と裁判つまり諸国民間の法及び同法に関する諸問題についての解説』(Iuris et Iudicij facialis, sive Iuris inter Gentes, et Quaestuum de eodem explicatio) (以下では『フューキアーリスの法』とする)を採り上げ、彼の同条約や帝国国制に対する見方にについて触れておきたい。

『フューキアーリスの法』において、ズーチは、個別の問題を設定し、それに対する解答を提示するという形式で議論を進めているが、その過程において帝国内で生じた事例を頻繁に引用している。例えば、第一部「諸国民間の裁判について」(De Iudicio inter Gentes) 第二節「平和が存在する者の間での身分を巡る諸問題について」

(*De Quaestionibus Status inter eos quibuscum Pax est*) では、全部で一七ある設問のうち、最初の三問が帝国の問題を直接的に扱い、更に第九・一〇問では帝国における事例が触れられている。また、同部第三節「平和が存在する者の間での支配権を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Domini inter eos quibuscum Pax est*) の第一四問で帝国内での継承問題が詳細に論じられ、或いは同部第四節「平和が存在する者の間での義務を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Debiti inter eos quibuscum Pax est*) の第四問で下位にある君主と上位の君主の使節との席次問題が扱われる中で帝国の金印勅書が援用され⁽⁸⁰⁾、更に同部第八節「戦争が存在する者の間での支配権を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Domini inter eos quibuscum bellum est*) の第一一四・一二五問では、三十年戦争の誘引ともなった一六一七年六月のオーストリア大公フェルディナントのボヘミア国王位の継承者への等族による指名と同年七月の即位⁽⁸¹⁾、そしてその翌年三月の廃位とフーファルツ選挙侯（フリートリヒ五世）の国王指名等の一連の事件の是非について論じられている。⁽⁸²⁾また、以上とは別に、三十年戦争に関連した事例についても論じられている。

以上のように、ズーチは論証過程において帝国内の事例に頻繁に言及しているが、ウェストファリア講和会議や同条約に関する記述は見出されない。つまり、帝国等族が関わる問題は彼の「国際法」理論の対象とされるのに対して、同条約はそうではないのである。

第五節 第一章のまとめ

本章で以上に確認してきた事柄は、次のように纏める」とができるよう。これら一七世紀後半の諸著作において、帝国国制及びウェストファリア条約に関する論じ方は多様である。先ず、ウェストファリア条約の取扱いに限定するならば、ペーフェンドルフとズーチは共に「国際法」理論の枠内

では同条約を論じていながら、前者は帝国国制上の問題として同条約を重視し、別の著作において論じている。ラッヘル及びテクスターは同条約を「国際法」上の問題として論じ、更に後者は同条約に「帝国の基本法」としての地位を与えているのである。⁽⁸⁴⁾

このようなウエストファリア条約に対する態度の相異は、これら一七世紀後半の「国際法」研究者の間において、同条約の「国際法」上の重要性自体が共有されていないことを示すものと解される。これに関連して、「欧洲国家関係の基礎」或いは「欧洲の基本法」としてウエストファリア条約を位置付けるような意識が、(ラッヘルの著作において「より広範に及ぶ公的協約」とされるような場合はあるものの)これらの著作には登場していないという点も確認されるべきである。

また、帝国国制や帝国等族が関連する諸事例については、これら四者間で共通点が見出される。即ち、(ブーフェンドルフの場合は明示されてはいないが) 各々の「国際法」理論の中にそれらの諸事例が取り込まれているという事実である。この事実は、帝国等族が当時の欧洲の諸国家間関係に実際に行為主体として参加していたことの反映であると同時に、当時の理論家たちにとってそれらの活動を「国際法」の枠内に取り込むことが不可欠乃至は当然であるとの意識が存在していたことを示すものと解されるのである。

* 本稿において参照または引用した文献の書名や引用文の綴りは原文に従つており、そのため現在の正書法とは異なる場合がある。

(1) 一六四八年一〇月二四日に署名されたウエストファリア条約は、神聖ローマ帝国皇帝とスウェーデン女王を中心とする当事者として作成されたオスナブリュック条約 (*Instrumentum Pacis Osnabrugensis* (以下、IPOとする。)) と同皇帝とフランス国王を中心とするミュンスター条約 (*Instrumentum Pacis Monasteriense* (以下、IPMとする。)) からなる。本稿で参照したIPO及びIPMの条文は次の文献所収のラテン語版であり、条及び項の

国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成（一）

- (△) [△] ハルトマート・クーリヒ編著「1998年を巡る研究成果の概況の図」[△] 次のものを挙げてある。H. Duchhardt (Hrsg.), *Der Westfälische Friede – Diplomatie, politische Zäsur, kulturelles Umfeld, Receptionsgeschichte (Historische Zeitschrift Beihefte Neue Folge 26)* (München, 1998); K. Bußmann/H. Schilling (Hrsg.), *1648 Krieg und Frieden in Europa, Textband I (Politik, Religion, Recht und Gesellschaft)* (München, 1998); M. Schröder (Hrsg.), *350 Jahre Westfälischer Friede. Verfassungsgeschichte, Staatskirchenrecht, Völkerrechtsgeschichte* (Berlin, 1999); J.-P. Kintz/G. Livet (éd.), *350e anniversaire des Traité de Westphalie 1648–1998: Une genèse de l'Europe, une société à reconstruire* (Strasbourg, 1999); L. Bély (dir.), *L'Europe des traités de Westphalie: Esprit de la diplomatie et diplomatie de l'esprit* (Paris, 2000); Biblioteca Nacional/Fundación Carlos de Amores (comps.), *350 años de la Paz de Westfalia: Del antagonismo a la integración en Europa* (Madrid, 1999).
- (△) 短稿「ハルトマート・クーリヒの研究—近代國家・近代國家系成立過程の検証—（1）～（4）」『法と行政』二卷一冊（一九九一年）～大判二冊（一九九五年）（K・S）」117頁。
- (4) ハルトマート・クーリヒ（後註（△））の著書「ハルトマート・クーリヒの研究評価」によれば、以下が記載される。S. D. Krasner, "Westphalia and All That"; J. Goldstein/R. O. Keohane (eds.), *Ideas and Foreign Policy—Beliefs, Institutions, and Political Change* (Ithaca/London, 1993), p.264.
- (△) K.-H. Ziegler, "Die Bedeutung des Westfälischen Friedens von 1648 für das europäische Völkerrecht", *Archiv des Völkerrechts*, Bd.37 (1999), S. 131-132.
- (△) K. Malettke, "Les traités de Westphalie (24 octobre 1648) et l'idée de «l'ordre européen»: Mythe ou réalité?" ; J.-P. Kintz/G. Livet (éd.), *350e anniversaire des Traité de Westphalie 1648–1998: Une genèse de*

l'Europe, une société à reconstruire (Strasbourg, 1999), pp.161-173.

- (7) S. Beaulac, "The Westphalian Legal Orthodoxy — Myth or Reality?", *Journal of the History of International Law*, vol. 2 (2000), p. 148.

(8) *Ibid.*, p. 149.

(9) *Ibid.*, pp. 150-151. さて、後は公平やれたが一々書くの難書（後の第五章は彼の11000坪の論文を基にしたる）
（10） 今後この二つの主張は維持されるべき。See, S. Beaulac, *The Power of Language in the Making of International Law* (Leiden/Boston, 2004), pp. 67-70.

(11) M. W. Zacher, "The Decaying Pillars of the Westphalian Temple: Implications for International Order and Governance"; J.N. Rosenau/E.-O. Czempiel (eds.), *Governance without Government: Order and Change in World Politics* (Cambridge/New York etc., 1992), *passim*.

(12) G. M. Lyons/M. Mastanduno (eds.), *Beyond Westphalia? State Sovereignty and International Intervention* (Baltimore/London, 1995), *passim*.

(13) A. Osianer, "Sovereignty, International Relations, and the Westphalian Myth", *International Organization*, vol. 55 (2001), p. 251.

(14) *Ibid.*, p. 284.

(15) A. Osianer, "Before Sovereignty: Society and Polities in *ancien régime* Europe", *Review of International Studies*, vol. 27 (2001), p. 121.

(16) *Ibid.*, p. 119. まだ「オーバーハウス」の譜書の結論部分にはあるが、旧体制期には確かに存在した支配権力（それが支配された社会の「かれ」（或いは「差異」）を次のよう指摘している。「*ancien régime* の支配者たちは（仮に、彼等が主権者と呼ばれたとしても）社会を創出するとは思ひれなかつた。社会は支配者からの独立して存在した。社会は、たゞ支配者が実効性を有しな（或いはやれども悪く）として、存在した。実際に、社会はその主人のみに存続するのではなく、主人に關わるのみで存続するが、中世の人々はしばしば感じたに相異ない。社会は支配者の権力から独立して存在したために、社会は支配者の支配地の限界をもつて終つたのではないか。社会

は何れかの者の権力の限界によって限定されるのではなく、共通した文化と信仰の体系によって規定されたのである。」*Ibid.*, p. 144.

(16) ハーン・ヤンは次のようく述べる。「世界は特定の時点で一夜にして変化したのではない。古希シベテムの諸要素は長期にわたり存続した。一六四八年のある日から次の日に重要な変化があつたのではない。」(G. Sørensen, “Sovereignty: Change and Continuity in a Fundamental Institution”, *Political Studies*, vol. 47 (1999), p. 591.) これは至極常識的な見解ではある。しかし、されど、お歴史研究者は、或る条約が世に存在するもよほないだりの背景や意義を考察するよりもむしろ、その使命とするのである。

(17) ファゲルソンは、「ハーバード・トロア条約における主権の淵源を彼らの「田舎主義者」の多くが寛容に結ぶ付かぬ」といふに疑問を呈してゐる。D. Fagelson, “The Concepts of Sovereignty: From Westphalia to the Law of Peoples?”, *International Politics*, vol. 38 (2001), p. 500.

(18) 無論、回書における国家主権や国家平等は闇やみ解釈を免る。C. W. Kegley, Jr./G. A. Raymond, *Exorcising the Ghost of Westphalia: Building World Order in the New Millennium* (Upper Saddle River, New Jersey, 2002) pp. 131-132.

(19) しかわけ、神聖ローマ帝国国制に関する先行研究は無視し得ない。帝国国制を巡る議論は、その問題の性質から、当然のいゝながら、独語により発表されたものが多数を占める。といふが、例えば、前述のファゲルソンの論考において、(註を見る限り) 独語文献は全て参照されてゐない。また、ボーラックの論考におこし明示されてゐる独語参考文献は、三〇十年戦争期のドイツの人口動態に関する研究 (G. Franz, *Der Dreißigjährige Krieg und das deutsche Volk*, 3. Aufl. (Stuttgart, 1961)) のみである。オダヤトノダ一は独語著者であり、独語文献もある程度参照されてゐるが、国際法史分野の先行研究への参照は行われてゐない。

(20) Osiander (note 12), p. 264.

(21) L. Gross, “The Peace of Westphalia 1648-1948”, *American Journal of International Law*, vol. 42 (1948), pp. 20-41.

(22) R. Lesaffer, “The Westphalia Peace Treaties and the Development of the Tradition of Great European

Peace Settlements prior to 1648”, *Grotiana* (NS), Vol. 18 (1997), p. 71.

- (23) *Ibid.*, pp. 74-75.
- (24) S. Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo* (1672). 沢’本稿執筆に際して参照した版は、『國際法古典叢書』(the Classics of International Law (Oxford/London, 1934)) 所取の一六八八年 (アムステルダム) 版 (ズムレ・トウカ “Pufendorf (1688)” トヤセ) トモニズムの元用・参照箇所も同版に依拠している。また、以下 の註とおなじ元用・参照箇所の表示せ’篇 (*Liber*)・章 (*Caput*)・節 (§) の順である。
- (25) Pufendorf (1688), VII, v, 13. 沢’後掲の『ツーベン帝国国體論』における同様、国制の通常の形態は三種類、最ふく民主制 (*democracy*)・貴族制 (*aristocracy*)・君主制 (*monarchia*) トモセレモ Pufendorf (1688), VII, v, 3.
- (26) Pufendorf (1688), VII, v, 14.
- (27) Pufendorf (1688), VIII, viii (*De pactis pacem redcentibus*).
- (28) Pufendorf (1688), VIII, ix (*De foederibus*).
- (29) Pufendorf (1688), IV, xi, 18.
- (30) W. Simons, “Einleitung”; S. von Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo* (Amsterdam, 1688), the Classics of International Law (Oxford/London, 1934), S. 39-40.
- (31) Pufendorf (1688), V, i. ハーハハニシテゼ’特ニ、合意やれた価格の合法牲は維持されゞゝトモセレ支持す
ク。
- (32) Simons (Ann.30.), S. 38.
- (33) Putendorf (1688), VIII, iv.
- (34) Simons (Ann. 30.), S. 51.
- (35) Putendorf (1688), VII, iv, 11.
- (36) P. Schroder, “The Constitution of the Holy Roman Empire after 1648: Samuel Pufendorf's Assessment in his Monzambano”, *The Historical Journal*, vol. 42 (1999), p. 965.

(37) 更ビ、パート・モンマルトの学説の現実的影響力と云々面では、第七卷第11章 (*De generatione summi imperii civitis seu majestatis*) における、上位者を承認していた者が国王 (rex) となる際には、上位者の同意を離れて、モルト・モンマルトの領域の当該上位者との紐帶から解放する」ことが必要となることとして記述している。この記述に關して、シモンスは「ランゲンブルク選挙侯 (フリードリヒ三世) がプロイセン国王 (フリードリヒ・ヨーゼフ) として即位したところ歴史的出来事に影響を全く与えなかつたとは思われない」とし、Simons (Ann. 30., S. 43.) は「ドム・パート・モンマルトが帝国国制の存在を念頭においていた議論を展開し、それが後の実行に影響を及ぼしたもののが示唆されるべき」。

(38) Pufendorf (1688), II, iii, 23.

(39) Pufendorf (1688), II, iii, 23.

(40) 慣習ノヘシテム自然法に基くべくもあればこそ。Pufendorf (1688), II, iii, 23.

(41) 本稿執筆に際して参照したのは、次の版である。Severinus de Monzambano [Samuel von Pufendorf], *De Statu Imperii Germanici*, (1667) (Nachdruck, K. Zeumer (Hrsg.), *Quellen und Studien zur Verfassungsgeschichte des Deutschen Reichs im Mittelalter und Neuzeit*, Bd. 3 (Weimar, 1910)) (以下、註ノヘシテム「Pufendorf (1667)」アラウド)。

(42) モルト・モンマルト『モルト・モンマルト帝国國制譜』や「ハイケルハニクドー」(大正四年刊) もまだある。Simons (Ann. 30.), S. 15-16.) に記載して、モルト・モンマルトの歴史の一部として記載されている。モルト・モンマルトの本誌は、F. Salomon (Hrsg.), *Severinus de Monzambano (Samuel von Pufendorf)*, *De Statu Imperii Germanici, nach dem ersten Druck mit Berücksichtigung der Ausgabe letzter Hand* (Weimar, 1910), S. 2-3.) と並び、『モルト・モンマルト帝国國制譜』の初版を同年のモルト・モンマルト版として、初版の表紙の複写も取れる。 (Ebd., S. 11, 25.) また、同書の独訳版を公刊したトーベルト・モルト・モンマルト、初版を「大正七年のハーゲ版」として記す。(Severinus von Monzambano (Samuel von Pufendorf) (Verdeutscht und eingeleitet von H. Breßlau), *Über die Verfassung des deutschen Reichs* (Berlin, 1922), S. 7.) 記載のハーゲ版は、大正七年のモルト・モンマルト版である。

Bd 1 (Reichspublizistik und Policeywissenschaft 1600-1800) (München, 1988), S. 233, Anm. 58.) 𠀤 一ニ
ハヘア | カカツサスルニ 28° D. Döring, “Untersuchungen zur Entstehungsgeschichte der Reichsverfassungs-

schrift Samuel Pufendorfs”, *Der Staat*, 33 (1994), S. 185. カ韓ドガ 23-1の體制を觀察シテ、多數説である事
眞理ニカニカ六七世」 24-2。

(3) Pufendorf (1667), c. VI, § 9.

(4) “*Satis autem ex superioribus apparuit, in Germanorum republica latitare nescio quid, quod eandem ad
simplices rerumpublicarum formas referri, prout vulgo a politiciis illae describuntur, non patiatur.*” Pufendorf
(1667), c. VI, § 1.

(5) “*Nihil ergo aliud restat, quam ut dicamus, Germaniam esse irregularē aliquod corpus et monstro simile,
siquidem ad regulas scientiae ciuilis exigatur, quod lapsu temporum per socordem facilitatem Caesaram,
ambitionem Principium, turbulentiam Sacerdotum ex regno regulari in tam male concinnatam formam est
provolutione, ut neque regnum etiam limitatum amplius sit, licet exteriora simulacula tale quid praeseferant,
neque exacte corpus aliquod aut systema plurium civitatum foedere nexarum, sed potius aliquid inter haec
duo fluctuans.*” Pufendorf (1667), c. VI, § 9.

(6) G. Strauss, “The Holy Roman Empire Revisited”, *Central European History*, vol. 11 (1978), p. 291.

(7) Schröder (note 36), p. 966, n. 19.

(8) *Ibid.*, pp. 971 et 972-973.

(9) ノの起立ノハ、カヘタ、『ツベツ半國國體論』初版(1667年)に於ては、その體が、ハーハムハムニの
死後は公开された新説(1700年代後ハムニハム(Jacob Paul Gundling)カムニ出版わレトガ。但ジ、前記カ
ハーハムハムニの体論(1700年代後ハムニハム)ドゼ説除わレトガ、されば初版が同時代人の中で想起した激しい反応を示すハ
ハムニハムニの體論(1700年代後ハムニハム)カムニ出版わレトガ。B. Roeck, *Reichssystem und Reichsherkommen: Die Diskus-
sion über die Staatlichkeit des Reiches in der politischen Publizistik des 17. und 18. Jahrhunderts* (Stuttgart,
1984), S. 28.

(55) 『ツツヘン帝国国制論』第六章第一節第一文は次の通りである。“Quemadmodum corporum naturarium iuxta atque artificialium sanitas et habilitas ex apta partium inter se harmonia et connexione resultat, ita quoque corpora moralia seu sociates firmae aut invalidae indicantur, prout earundem partes inter se bene et secus invicem connexae comprehenduntur adeoque prout concinnam formam aut irregularē quid et monstruosum prae se ferunt.”

(56) Pufendorf (1667), *passim*, esp., c. VII, §8.

(57) Pufendorf (1688), VII, v, 15.

(58) まだ、アーハーハムルトの理謬が、古典的政体区分との合致を試みる彼以前の理謬を拒絶し、帝国国制のより現実的な評価に向かう飛躍を示すところの、依然として帝国を「病んだる」あわる判断には伝統的思考が影響を及ぼしてゐる見解がある。J. G. Gagliardo, *Reich and Nation: The Holy Roman Empire as Idea and Reality, 1763-1806* (Bloomington/London, 1980), p. 41.

(59) “Enin vero isthac Germanici Imperii moles, quae in iusti regni formam redacta toti Europae futura erat formidabilis, per intestinos morbos et convulsiones ita debilitatur, ut aegre sibi ipsi defendendae sufficiat.” Pufendorf (1667), c. VII, §7.

(60) 本稿執筆は遙かに後のことだが、1647年フッペルスカタリス (Hippolithus a Lapide [Bogislav Philipp von Chemnitz], *Dissertatio de ratione status in Imperio nostro Romano-Germanico* (Freistadium, 1647)) によれば、

(61) “Hoc vero est carnificem, non medicum agere.” Pufendorf (1667), c. VIII, §3.

(62) Pufendorf (1667), c. VIII, §4.

(63) クマッショハは、戦争の原因を神意から人間の意思に転換する「七重羅の諸理謬」(彖)（これらは何れも世俗化された自然法の観念を基礎にしてゐる）を紹介する中で、アーハーハムルトについて次のように述べてゐる。「アーフェンデルフの著作中での転換は」明白である。彼は彼の生存中に発生した国際的変動を鋭敏に感知していた。彼はウエストファリア条約（1648年）を世界史（international history）における分水嶺と見たし、カヌストファ

- リア条約に先行する戦争と荒廃の混沌とした世界とその後に姿を現した自立的勢力均衡の秩序ある世界とを先鋭に識別した。」「主権国家によるウェストファリアンシステムが創設されたのだから、主権的活動主体が秩序ある欧洲への有益な貢献者となるいふがどうにして確保され得るのかを問うことの方がより自然である」と、彼は気付いたのである。」の目的を達成するために、全ての欧洲人の同意を得られる新たな道徳(morality)を生み出す」のが必要であると、彼は論じた。『人間社会の有益な構成員となるために』のようには振舞うべきかを人間に教える』の新たな道徳の本質的構成要素が、『自然法と呼ばれる』のである。(T. L. Knutson, *A History of International Relations Theory*, 2. rev., expanded ed. (Manchester etc., 1997), pp. 107-108.) しかしながら、アーヴィング・モンドルフのウェ斯特ファーリア条約への觸及を見る限り、」のような評価は適切ではない。クッシツェンは」の評価の根拠を明示してこなしが、「ウェ斯特ファーリア神話」を前提に論じてこないからだと思われる。
- (53) S. Rachel, *De jure naturae et gentium dissertationes* (1676) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1916)).
- (54) *Ibid.*, pp. 330-334, esp. p. 332.
- (55) *Ibid.*, pp. 318-320. あた、ウェストファーリア条約とも関連する問題について、第七八章では、スイス諸邦(カントン)やネーベルンハウゼン州が「同盟条約の効力によつて」(*propter vim foederis*) 一体のようになり得るが、それにも拘らず、やれは個別の国家(*distinctae civitates*) であつてもが指摘わねど。*Ibid.*, pp. 297-298.
- (56) *Ibid.*, pp. 260-293.
- (57) *Ibid.*, pp. 294-296.
- (58) *Ibid.*, pp. 296-297.
- (59) J. W. Textor, *Synopsis iuris gentium* (1680) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1916)).
- (60) *Ibid.*, pp. 97-98.
- (61) *Ibid.*, p. 101.
- (62) *Ibid.*, pp. 101-102.

国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成（一）

- (69) テクスターが「[...]十年戦争、もとよりその呼称を明確に用ひてこそ唯」の箇所レント、第二十八章第八節で「この世紀の「メーラの[...]十年戦争」と云ふ」(*hoc seculo in bello tricennali Germaniae*) として述べた部分があな。 *Ibid.*, p. 128.
- 「[...]十年戦争」もとよりその呼称の最初の使用例や概念の出現は「三十年戦争」に遡る。歴史学者の間で争はがある。次の二つの文献は対照的である。N. M. Sutherland, “The Origins of the Thirty Years War and the Structure of European Politics”, *English Historical Review*, vol. 107 (1992), pp. 587-625; R.G. Asch, *The Thirty Years War: The Holy Roman Empire and Europe, 1618-48* (Hampshire/New York, 1997), pp. 1-2. 更に、次の文献も見る。K. Repgen, “Über die Geschichtsschreibung des Dreißigjährigen Krieges: Begriff und Konzeption”; *idem, Krieg und Politik*, S. 1-84; K. Repgen, “Seit wann gibt es den Begriff ‘Dreißigjähriger Krieg’”; H. Dollinger u. a. (Hrsg.), *Weltpolitik, Europagedanke, Regionalismus* (Münster, 1982), S. 59-70.
- (70) 例へば、第一八章第九節では、ネルトリノゲンの戦いやヴィッヘルム・テックの戦い等が挙げられてゐる。Text (note 65), p. 128. 但し、テクスターは隨所で古代ギリシア・ローマの事例も引用している。
- (71) *Ibid.*, pp. 126-127.
- (72) *Ibid.*, p. 140.
- (73) *Ibid.*, pp. 52-65. これらその他、第一二節、第一五節等を見よ。
- (74) *Ibid.*, pp. 80-85. 尚、この箇所では、オランダの完全な自由の獲得も合意によるものとの例であると記されている。また、IPO第六条におけるスイスの取扱いに関しては、第三〇章第一六節でも触れられてゐる。 *Ibid.*, p. 140.
- (75) *Ibid.*, pp. 65-68. 第二一章では、この他にも第一四節で執行に関して IPOがブランデンブルク選挙侯に付与されたマグデブルク大司教領に関する権限が引用され、また第一九節では第三者の取扱いについて「ドイツの講和文書の規定」(*Instrumenti pacis Germanicae provisio*)に言及されている。更に、同章第二五節及び第二九節、第一一一章第九節、第一二三章第一二二節、第一五章第一二一節、第一八章第三一節、第三〇章第五五乃至五七節等でもウエストファリア条約の規定の援用や「ドイツの講和文書」への言及が見られる。
- (76) *Ibid.*, p. 70. テクスターのウエストファリア条約評価の中でも興味深い点の一つは、宗教問題を扱う第六章においては同条約に言及されていないことである。には、彼が同条約を宗教問題の解決として評価していないか、或い

- は宗教問題が既に議論するに値しないこと考えたるが反映されてゐるのではないだらうか。 *Ibid.*, pp. 43-52.
- (77) *Ibid.*, pp. 85-86. 第一章では、更に、第一乃至一四節においても「國家の安寧が最高の法」(*Salus Republicae, suprema lex esto*) と「事情変更」(*rebus ita stantibus*) との原則との関連で I.P.O 及び I.P.M を「基本法」(*lex fundamentalis*) として位置付けた議論が展開される。*Ibid.*, pp. 88-89.
- (78) R. Zouch, *Iuris et Iudicii Fecciales, sive Iuris inter Gentes, et Quaestioneerum de eodem explicatio* (1650) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1911)).
- (79) *Ibid.*, pp. 57-60 et 64-65.
- (80) *Ibid.*, pp. 84-86. 但し、この節には設問の通し番号に誤りがあるため、実際には第一六問となる。
- (81) *Ibid.*, p. 89.
- (82) *Ibid.*, pp. 141-143.
- (83) 例えば、第一部第八節第二六問は「スウェーデン国王は武力をもつて正統主義に侵入したのか」と題され、グスタフ二世アドルフの見解を説明してゐる。(*Ibid.*, pp. 143-145)。また、同部第一〇節「戦争が存在する者の間での違法行為を巡る諸問題」(De Quaestionibus Delicti inter eos quibuscum bellum est) 第一問「戦争は宣戦を伴う」となく開始され得るか」では、瑞国王が宣戦布告なしにドイツに侵入した事例が論じられている。(Ibid., pp. 183-184.)
- (84) テクスターの著書に関しては更に、「自由」という観念によつて帝国等族が帝国から独立した存在となりつつあるとする見解も示されており、「主権」という文言ではなくにしろ、それと同様の観念の存在が示されていると解するのも可能であるかのように思われる。しかしながら、「自由」という観念は飽くまでも帝国国制の枠組みの中での問題であつて、「主権」とは異なるものである。また、この点は、I.P.O 第六条 (I.P.M 第六一条) の所謂「スイス条項」における帝国からの「自由及び免除」の評価を巡る問題にも関連する。